

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）</p> <p>第一条の二 信用協同組合等は、法第三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号に規定する外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）の主たる営業所の所在地を記載した書面</p> <p>三 所属外国銀行の代表権を有する役員の氏名を記載した書面</p> <p>四 （略）</p> <p>五 当該信用協同組合等と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務（法第三条第一項第二号に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託契約の内容を記載した書面</p>	<p>（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）</p> <p>第一条の二 信用協同組合等は、法第三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 外国銀行代理業務（法第三条第一項第二号に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託を受ける旨の契約の相手方である中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号に規定する外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）の定款又は性質を識別するに足りる書面</p> <p>三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面</p> <p>四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面</p> <p>五 （略）</p> <p>六 当該信用協同組合等と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案</p>

六・七 (略)

2 (略)

(委託契約の内容を記載した書面の記載事項)

第一条の三 前条第一項第五号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一〜七 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第一条の四 第一条の二第一項第六号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

2 (略)

(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)

第三条 法第四条第二項(法第四条の三第八項(法第四条の六第三項において準用する場合を含む。))、協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。)

第三項第五項並びに第六条第五項、第八条第三項、第九条の二第四項、第十条第十三項及び第百十一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、信用協同組合等又は

七・八 (略)

2 (略)

(委託契約書の案の記載事項)

第一条の三 前条第一項第六号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一〜七 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第一条の四 第一条の二第一項第七号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

2 (略)

(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)

第三条 法第四条第二項(法第四条の三第八項(法第四条の五第三項において準用する場合を含む。))、協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。)

第三項第五項並びに第六条第五項、第八条第三項、第九条の二第四項、第十条第十三項及び第百十一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、信用協同組合等又は

その子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

一～五（略）

2～4（略）

（信用協同組合等の子会社の範囲等）

第四条 法第四条の二第一項第一号に規定する信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの及び第四条の四第一項第六号に規定する信用協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

2～4（略）

5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～十七（略）

十八 主として子会社対象会社（信用協同組合にあつては法第四条

その子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

一～五（略）

2～4（略）

（信用協同組合等の子会社の範囲等）

第四条 法第四条の二第一項第一号及び第八項に規定する主として信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに第四条の四第一項第六号及び第六項に規定する主として信用協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

2～4（略）

5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～十七（略）

十八 主として子会社対象会社（法第四条の二第一項又は第四条の

の二第一項に規定する子会社対象会社、信用協同組合連合会にあつては第四条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務
十八の二く三十九 (略)

6
6 (略)

12 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

13 (略)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいい、同条第一項第七号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

四第一項に規定する子会社対象会社に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務
十八の二く三十九 (略)

6
6 (略)

12 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 第五項第三十八号に掲げる業務（第六項第二号、第七項第二号及び第八項第二号に掲げる業務を除く。）

三 第五項第三十九号に掲げる業務（第六項第三号、第七項第三号及び第八項第三号に掲げる業務を除く。）

13 (略)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は同法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の第三項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の第三項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、法第四条の二第五項及び法第四条の四第四項の規定による認可（信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

5 法第四条第二項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び前項に規定する議決権について準用する。

一〇四 (略)

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の第三項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の五第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の第三項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、法第四条の二第五項及び法第四条の四第四項の規定による認可について準用する。

5 法第四条第二項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

(信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社を子会社とすること等) についての認可の申請等)

第六条の二 信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該信用協同組合連合会に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を
知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該信用協同組合連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該信用協同組合連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該信用協同組合連合会及びその子会社等(子会社等となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比

(新設)

-
- 率の見込みを記載した書面
- 四 当該認可に係る業務高度化等会社に関する次に掲げる書面
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 - ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
- 五 当該認可に係る当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該信用協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請をした信用協同組合連合会（以下この項において「申請信用協同組合連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
- 二 当該申請に係る業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した
-

場合であっても、申請信用協同組合連合会及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 申請信用協同組合連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請時において申請信用協同組合連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る業務高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請信用協同組合連合会の利用者の利便の向上並びに申請信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る取引の機会の拡大に資すると見込まれること。

七 申請信用協同組合連合会の業務の状況に照らし、申請信用協同組合連合会及びその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後

も、当該信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請信用協同組合連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社の顧客に対し、申請信用協同組合連合会の信用協同組合連合会としての取引上の優越的地位を不当に利用して、当該業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為又は当該業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請信用協同組合連合会の業務に係る取引の条件又は実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請信用協同組合連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社が行う取引に伴い、申請信用協同組合連合会又は当該業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第四条の四第五項において準用する法第四条の二第四項ただし書の規定による認可（信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）において準用する。

4 第一項の規定は、法第四条の四第六項の規定による認可について準用する。

5 法第四条第二項の規定は、第一項第五号（前二項において準用す

る場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（信用協同組合連合会による信用協同組合連合会グループの経営管理の内容等）

第六条の三 法四条の五第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 信用協同組合連合会グループ（法第四条の五第一項に規定する信用協同組合連合会グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における信用協同組合連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第四条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該信用協同組合連合会における当該信用協同組合連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法四条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における信用協同組合連合会グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の

（新設）

策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。)の再
建計画を策定し、及びその適正な実施を確保することとする。

(法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第七条 法第四条の三第二項(法第四条の六第三項において準用する
場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事
由とする。

一 十 (略)

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申
請)

第八条 信用協同組合等は、法第四条の三第二項(法第四条の六第三
項)で準用する場合を含む。)ただし書の規定による基準議決権数を
超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするとき
は、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出し
なければならない。

一 四 (略)

2 (略)

3 法第四条第二項の規定は、第一項第三号及び前項に規定する議決
権について準用する。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

(法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第七条 法第四条の三第二項(法第四条の五第三項において準用する
場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事
由とする。

一 十 (略)

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申
請)

第八条 信用協同組合等は、法第四条の三第二項(法第四条の五第三
項)で準用する場合を含む。)ただし書の規定による基準議決権数を
超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするとき
は、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出し
なければならない。

一 四 (略)

2 (略)

3 法第四条第二項の規定は、第一項第三号に規定する議決権につい
て準用する。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第九条 法第四条の三第四項第一号（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 （略）

（特例対象会社）

第九条の二 法第四条の三第九項又は第四條の六第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（信用協同組合等の子法人等（令第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一・二 （略）

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社（次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の三第九項又は第四條の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準

第九条 法第四条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 （略）

（特例対象会社）

第九条の二 法第四条の三第九項又は第四條の五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（信用協同組合等の子法人等（令第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一・二 （略）

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社（次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の三第九項又は第四條の五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準

日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回るこ
ととなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基
準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該
特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決
権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第四条の三第九項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で
定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業
再生会社の子法人等及び関連法人等（令第三条の二第三項に規定す
る関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を
、当該信用協同組合等又はその子会社である新規事業分野開拓会社
等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総
株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有し
ていないものとする。

4 (略)

(専門子会社の業務等)

第十条 法第四条の四第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める
業務は、次に掲げるものとする。

一 第四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める
基準により信用協同組合連合会、その子会社又は同条第一項各号
に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 (略)

日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じ
て得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回るこ
ととなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基
準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該
特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決
権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第四条の三第九項又は第四条の五第四項に規定する内閣府令で
定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業
再生会社の子法人等及び関連法人等（令第三条の二第三項に規定す
る関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を
、当該信用協同組合等又はその子会社である新規事業分野開拓会社
等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総
株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有し
ていないものとする。

4 (略)

(専門子会社の業務等)

第十条 法第四条の四第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める
業務は、次に掲げるものとする。

一 第四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める
基準により主として信用協同組合連合会、その子会社又は同条第
一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 (略)

2 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の三第八項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第八項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの）のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第四条第四項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により信用協同組合等の行う事業、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 (略)

3 11 (略)

12 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつ

2 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の三第八項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第八項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの）のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第四条第四項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等の行う事業、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 (略)

3 11 (略)

12 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつ

ては、第一号に掲げるものに限る。)とする。ただし、当該持株会社
社が第四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業
務は金融庁長官が定める基準により信用協同組合等が行う事業、そ
の子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営む
ものでなければならぬ。

一〇七 (略)

13 (略)

(預金の受払事務の委託等)

第四十五条 信用協同組合等は、預金又は資金の貸付けの業務に係る
金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合(当
該事務の受託者が信用協同組合代理業者である場合を除く。)には
、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 現金自動支払機等を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る
金銭の受入れ又は払出しを行う場合(以下この条において「現金
自動支払機等受払事務」という。)における次に掲げる全ての措
置

イ 現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現
金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長
官が別に定める者(資金の貸付け(信用協同組合等が受け入れ
た顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。)の業
務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託
する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とす

ては、第一号に掲げるものに限る。)とする。ただし、当該持株会
社が第四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業
務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う
事業、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のた
めに営むものでなければならぬ。

一〇七 (略)

13 (略)

(預金の受払事務の委託等)

第四十五条 現金自動支払機等による預金又は資
金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第
三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう
現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官
が別に定める者(資金の貸付け(信用協同組合等が受け入れた顧客
の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。)の業務に係る金
銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、
金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。)に委
託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための確な措置
及び顧客が当該信用協同組合等と当該委託を受けた者その他の者を
誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない
。

る者を除く。)に委託するための措置

ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ 顧客が当該信用協同組合等と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

二 当該信用協同組合等の使用に係る電子情報処理組織と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等(それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。へにおいて同じ。)を利用して、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該金庫の使用に係る電子情報処理組織に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資金の貸付け(顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に当該信用協同組合等が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。)の業務に係る金銭の払出しを行う場合(現金自動支払機等受払事務を除く。)における次に掲げる全ての措置

イ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託するための措置

ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ 顧客が当該信用協同組合等と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

ニ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務を委託した場合の当該事務の実施に関し、当該事務の委託を受けた者（へにおいて「受託者」という。）との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置

ホ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

ヘ カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置が正当な権限を有しない者によって作動させられたことにより顧客に損失が発生した場合において、信用協同組合等、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

（臨時休業の届出等）

第六十七条（略）

2・3（略）

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 信用協同組合等の無人の事務所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合

（臨時休業の届出等）

第六十七条（略）

2・3（略）

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 信用協同組合等の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

(削る)

二・三 (略)

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 信用協同組合等の無人の事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

(特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等)

第一百一条 特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。第三項及び次条において同じ。）の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

2～4 (略)

(特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等)

第一百二条 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用協同組合代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届

二 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者の無人の営業所又は事務所において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業（同条第二項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。）に係る業務の全部又は一部を休止する場合

三・四 (略)

(新設)

(特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等)

第一百一条 特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。第三項及び次条第二項において同じ。）の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

2～4 (略)

(特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等)

第一百二条 銀行法第五十二条の四十七の規定により届出を行う特定信用協同組合代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を

出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による揭示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 特定信用協同組合代理業者の休日に、特定信用協同組合代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三・四 (略)

3 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが見込まれる場合

(届出事項)

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 銀行法第五十二条の四十七の規定による揭示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者の休日に、特定信用協同組合代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三・四 (略)

(新設)

(届出事項)

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十一 (略)

十二 信用協同組合等又はその子会社が国内の子会社対象会社(当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、業務高度化等会社を除く。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十三(二十五の二) (略)

2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合(信用協同組合等である信用協同組合代理業者が変更した場合を除く。)

二(四) (略)

五 信用協同組合代理業の再委託をした場合(信用協同組合等である信用協同組合代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。)が再委託をした場合に限る。)であつて、当該再委託を受けた信用協同組合代理業再受託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再受託者)の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

3(5) (略)

6 第一項第十九号及び第二項第五号に規定する不祥事件とは、信用協同組合等の理事若しくは監事若しくは職員又はその子会社等の取締役若しくは監査役若しくは従業員又は信用協同組合代理業者若しくはその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を

一〇十一 (略)

十二 信用協同組合等又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十三(二十五の二) (略)

2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二(四) (略)

(新設)

3(5) (略)

6 第一項第十九号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、信用協同組合等の理事若しくは監事若しくは職員又はその子会社等の取締役若しくは監査役若しくは従業員又は信用協同組合代理業者若しくはその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を

<p>含む。)若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。)のうち、信用協同組合等の業務又は信用協同組合代理業者の信用協同組合等代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの</p> <p>四 (略)</p> <p>7 次の各号に該当する場合の届出は、当該各号に掲げる日から三十日以内に行わなければならない。</p> <p>一 第一項第十九号又は第二項第五号に該当する場合 不祥事件の発生を信用協同組合等又は信用協同組合等代理業者が知った日</p> <p>二 第二項第四号に該当する場合 当該変更があった日</p>	<p>含む。)若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。)</p> <p>四 (略)</p> <p>7 第一項第十九号及び第二項第四号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を信用協同組合等又は信用協同組合代理業者が知った日から三十日以内に行わなければならない。</p>
---	---